議案第10号

## 令和6年度札幌市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度札幌市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(2) 年 間 入 院 患 者 数 198,677 人

(3) 年間外来患者数 256,578人

(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数 544 人

(5) 1 日平均外来患者数 1,056人

(6) 主要な建設改良事業

ア 医療器械購入等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

## 第1款 病院事業収益 25,976,000千円 第1項 医 業 収 益 23,884,768千円 第2項 医 業 外 収 益 2,091,232千円

=	支	出
第1款 病院事業費用		26, 952, 000千円
第1項 医 業 費	用	26,612,003千円
第2項 医 業 外 費	用	329, 997千円
第3項 予 備	費	10,000千円
収入支出差引不足額		976,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,019,000千円は、損益勘定留保資金等で補塡するものとする。)。

		収	入	
第1款 資 本	的収入	•		2, 123, 000千円
第1項 企	業	債		828,000千円
第2項 出	資	金		131,325千円
第3項 負	担	金		1,163,675千円
		支	出	
第1款 資 本	的支出	I		3, 142, 000千円
第1項 建 影	改 良	費		1,093,983千円
第2項 企 業	債 償 遺	金金		2,033,000千円
第3項 補 助	金 返 遗	登 金		14,017千円
第4項 予	備	費		1,000千円
収入支出差	引不足額	Į		1,019,000千円

## (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
年 間 購 読 図 書	令和7年度	30,000千円
検 査 機 器 等 借 受	令和7年度	197,000千円
診療関係委託等業務	令和7年度	214,000千円
情報システム運用・保守等業務	令和7年度	262,000千円
建物設備保守点検等業務	令和7年度	550,000千円
医療機器保守点検等業務	令和7年度	573,000千円
物 品 等 購 入	令和7年度	8,500,000千円
電 話 交 換 業 務	令和7年度から 令和9年度まで	164,000千円
物品供給管理委託業務	令和7年度から 令和9年度まで	735,000千円
医 事 委 託 業 務	令和7年度から 令和9年度まで	1,551,000千円

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 限 度 額 起債の方法 利 率 償 還 の 方 法 医療器械購入費等 828,000千円 証券発行又は普 9.0%以内 起債の日から据置期 間を含め40年以内に、

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならな い。
  - (1) 職 員 給 与 費 (収益的支出)

10,253,479千円

(2) 交 際 費

90千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、520,951千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,300,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類

名 称

数量

取得する資産

器具及び備品

手術支援ロボット装置

一式

令和6年(2024年)2月14日提出

札幌市長 秋 元 克 広